

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日  
の翌日  
に当  
そ)

## 目 次

### ◇規 則

- 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則 (総務課)
- 鳥取県立児童謡館管理規則の一部を改正する規則 (文化振興課)
- 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)
- 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医務事業課)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校規則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校規則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則 (健康対策課)
- 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (景観自然課)
- 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (経営指導課)
- 森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則 (森林保全課)
- 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則 (都市計画課)
- 二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則 (建築課)

### 公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県公報の購読料金を一部につき月額二千二百円(現行 二千円)に引き上げることとした。
- 二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

#### ◇鳥取県立児童謡館管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立児童謡館の休館日を次のとおり改めることとした。

月曜日	休 館	
	現 行	改 正 後
一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日	一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日	毎月の第三水曜日

- 二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

#### ◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- ◇病院局管 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則 (総務課)
- 鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則を廃止する規則 (労政能力開発課)
- ◇病院長官 鳥取県官病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する企業管理規程 (総務課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則 (会計課)

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則 (総務課)

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則を廃止する規則 (労政能力開発課)

鳥取県官病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する企業管理規程 (総務課)

一 特別医療費助成制度の対象者である治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病にかかっている患者として内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常又は神経・筋疾患にかかっている特定の患者を加えることとした。

二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 平成三年七月一日以後に入寮又は入所した者に係る使用料等の改正

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を改定することとした。

二 平成三年七月一日前に入寮又は入所した者に係る使用料等の改正

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにC十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を改定することとした。

三 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

一 看護職員修学資金借受けの際に必要な連帯保証人を一人(現行 二人以上)とすることとした。(第五条関係)

二 看護職員修学資金借受者が毎年行っている学業成績書及び健康診断書の提出を廃止することとした。(第十六条関係)

三 看護婦(士)免許の取得届に、鳥取県知事が交付した准看護婦免許証の写しを添付することを省略することとした。(様式第十八号の二関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

一 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

1 授業科目を見直すこととした。(第六条、別表第一関係)

2 単位制の導入により、授業科目ごとの単位数を定めるとともに、一単位の

授業時間の基準を定めることとした。(第六条、第六条の二、別表第一関係)

3 入学前の既修得単位の認定について定めることとした。(第七条の二関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

第一看護学科及び保健助産学科について、一と同様の措置を講ずることとした。

三 施行期日等

1 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

一 県立健康増進センターの体育施設の利用に係る回数券の額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金額(回数券十一枚につき)	
	現 行	改 正 後
鳥取県立 西部健康 増進セン ターの利 用	七、〇〇〇円	七、一〇〇円
	五、九〇〇円	六、〇〇〇円
鳥取県立 ブルーの 基本利用 テナスコ ートの利 用	七、〇〇〇円	七、一〇〇円
	五、九〇〇円	六、〇〇〇円
鳥取県立 西部健康 増進セン ターの利 用	七、〇〇〇円	七、一〇〇円
	五、九〇〇円	六、〇〇〇円
鳥取県立 ブルーの 基本利用 テナスコ ートの利 用	七、〇〇〇円	七、一〇〇円
	五、九〇〇円	六、〇〇〇円

二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 公園事業の執行として行われる工事の着手期間及び完了期日に関する規制を廃止することとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 生産方式改善資金の拡充等
- 1 果樹栽培合理化資金のうち次の資金に係る標準事業費を次のとおり改めることとした。

種 類	標準事業費	
	現 行	改 正 後
果実の品質改善を図る生産方式を導入するために必要な施設等であつて保温施設のないものの設置等に要する資金	栽培圃積十アールにつき四十九万九千円	栽培圃積十アールにつき五十三万九千円
果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を図る生産方式を導入するために必要な資金	栽培圃積十アールにつき三十九万八千円	栽培圃積十アールにつき四十三万五千円

- 2 野菜生産高度化資金のうち施設野菜経営改善資金に係る標準事業費を施設の面積百平方メートルにつき二百三十万円（現行 百五十五万六千円）に改め、同資金に次の資金を加えることとした。

種 類	標準事業費	償還期間	据置期間
野菜の養液栽培の衛生管理に必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	施設の面積百平方メートルにつき八十一万三千円	七年以内	一年以内

- 3 地域農業技術導入資金のうちきく等の簡易不時栽培技術導入資金及び地域特産物定着化技術導入資金を廃止することとした。

二 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

- 一 特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除の命令を受けた者は、指定された期間内に命ぜられた措置を行ったときは、速やかに市町村長を経由して知事に届け出なければならぬこととした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

- 一 燕趙園の休園日を次のとおり改めることとした。

休 園 日	
現 行	改 正 後
一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日	一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
火曜日	毎月の第四火曜日

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

- 一 二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を一万三千三百円（現行 一万

二千七百円)に引き上げることとした。

二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 確認規程認定申請手数料等五十七件について、地方公共団体手数料令の最高限度額の引き上げ額と同額の引き上げを行うこととした。

二 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

一 使用料の額の改定(第一条、第四条、第六条、第九条関係)

次の使用料の額を引き上げることとした。

1 県民文化会館の減額後の使用料

2 保健所等の減額後の使用料

3 漁港区域に係る土砂採取料及び占用料

4 国有土地に係る使用料及び採取料

5 海岸保全区域に係る占用料及び土石採取料

6 河川に係る流水占用料、土地占用料及び河川産出物採取料

7 港湾区域に係る占用料及び土砂採取料

8 砂防指定地に係る採取料及び占用料

二 証紙等の売りさばき手数料の額の改定(第十条関係)

小売りさばき人に対して交付する証紙等の売りさばき手数料の金額を引き上げることとした。

三 様式の改正(第五条関係)

建設工事の請負者に提出させる請書の様式について所要の規定の整備を行うこととした。

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日

この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(平成五年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県立児童謡館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県立児童謡謡館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立児童謡謡館管理規則（平成七年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「月曜日」を「毎月の第三水曜日」に改め、同項第二号中「から同月三日まで」を削る。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。  
別表の表を次のように改める。

疾 病	患 者
一 慢性腎疾患 慢性腎炎又はネフローゼ	十八歳未満の者で通院又は 一月未満の入院をして治療 を受けているもの

二 ぜんそく

気管支ぜんそく

十八歳未満の者で通院又は  
一月未満の入院をして治療  
を受けているもの

三 内分泌疾患

中枢性思春期遅発症、甲状腺  
腺腫その他の疾病で知事が定め  
るもの

十八歳以上二十歳未満の者

四 糖尿病

若年型、成人型又は型不明の  
糖尿病（型不明のものにあつて  
は腎性糖尿を除く。）

十八歳以上二十歳未満の者

五 先天性代謝異常

1 先天性クレチン病、フェニ  
ルケトン尿症その他の疾病で  
知事が定めるもの

十八歳以上の者

2 糖尿病、家族性高コレステ  
ロール血症その他の疾病で知  
事が定めるもの

十八歳以上二十歳未満の者

六 神経・筋疾患

ウエスト症候群、先天性遺伝  
性筋ジストロフィーその他の疾  
病で知事が定めるもの

十八歳以上二十歳未満の者  
で一月以上の入院をして治  
療を受けているもの

附 則

- この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、平成九年四

月一日以後に受けた治療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五六、四九〇円」を「一五七、五九〇円」に、「一五五、四九〇円」を「一五六、五九〇円」に改め、同表D階層の項中「三、九九六、〇〇円」を「四、〇二二、四〇二円」に、「一五八、〇〇〇円」を「一五九、一〇〇円」に、「一五七、〇〇〇円」を「一五八、一〇〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、九九六、〇〇〇円」を「四、〇二二、四〇〇円」に、「一五六、四九〇円」を「一五七、五九〇円」に、「一五五、四九〇円」を「一五六、五九〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、九九六、〇〇円」を「四、〇二二、四〇二円」に、「一五八、〇〇〇円」を「一五九、一〇〇円」に、「一五七、〇〇〇円」を「一五八、一〇〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五六、四九〇円」を「一五七、五九〇円」に、「一五五、四九〇円」を「一五六、五九〇円」に改め、同表D階層の項中「三、九九六、〇〇円」を「四、〇二二、四〇二円」に、「一五七、七〇〇円」を「一五八、八〇〇円」に、「一五六、七〇〇円」を「一五七、八〇〇円」に改める。  
別表十七階層の項中「三、九九六、〇〇〇円」を「四、〇二二、四〇〇円」に、「一五六、四九〇円」を「一五七、五九〇円」に、「一五五、四九〇円」を「一五六、五九〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、九九六、〇〇円」を「四、〇二二、四〇二円」に、「一五七、七〇〇円」を「一五八、八〇〇円」に、「一五六、七〇〇円」を「一五七、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第十一号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二人以上の」を削り、同条第二項中「そのうち一人は」を削る。  
第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

「申請者 郵便番号 住所 氏名 電話番号」  
 〒

「申請者 現住所 氏名」  
 〒

「親権者又は後見人 住所 氏名」  
 〒

（連帯保証人）  
 〒

「本人との関係」  
 本人との関係  
 年月日生

「住所」  
 〒

「郵便番号 電話番号」  
 〒

「郵便番号 電話番号」  
 〒

「修学生 住所 氏名」  
 〒

「修学生 郵便番号 住所 氏名」  
 〒

「連帯保証人 住所 氏名」  
 〒

「連帯保証人 住所 氏名」  
 〒

「私達は」  
 〒

「住所 氏名 電話番号」  
 〒

「借受金額内訳」

借受期間	借受月数	借受金額	借受月数	借受金額
昭和 年 月 から 年 月 まで			昭和 年 月 から 年 月 まで	
昭和 年 月 から 年 月 まで			合 計	
昭和 年 月 から 年 月 まで				円

「卒業後の連絡先 就業内定先又は進学先の名称及び所在地」  
 〒

「連帯保証人」

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所

「借受金額内」

借 受 期 間	借 受 月 数	借 受 金 額
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		

本 人	卒業後の連絡先 (該当するものに印)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 就業先 <input type="checkbox"/> 進学先 (施設名: )
	住所	郵便番号
連 帯 保 証 人	氏 名	住所
	電 話 番 号	郵便番号
生 年 月 日		本人との続柄

「親権者又は後見人氏名  
(連帯保証人氏名)」

「修 学 生  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで」  
「 年 月 から 年 月 まで」

「修 学 生  
住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学生 住所  
氏名」

「修学資金貸付 決定番号 第 号」

「1 決定番号 第 号  
2 変更事項 旧氏名 (住所) 新氏名 (住所)」

変更事項	旧	新
郵便番号		
住所		
氏名		
電話番号		

「修学資金貸付 決定番号 第 号」





様式第十六号及び様式第十七号中「殿」を「様」に、「修学生 住所 氏名」を

「修学生 郵便番号 住所 氏名 電話番号」に改める。

様式第十八号中「殿」を「様」に、「修学資金貸付 決定番号 第 号」を

「1 決定番号 第 号 郵便番号 住所 氏名」及び「決定番号 第 号 郵便番号 住所 氏名」に  
「2 変更事項 旧氏名 (住所) 新氏名 (住所) 氏名 住所 電話番号」を削り、

改める。  
様式第十八号の二中「殿」を「様」に改め、「□□□□—□□」を削り、

修学資金貸付決定番号	
免 許 の 種 別	

決 定 番 号	第 号
免 許 の 種 別	<input type="checkbox"/> 保健婦 (士) <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> 看護婦 (士) <input type="checkbox"/> 准看護婦 (士) (登録都道府県名: )

め、「免許登録済証明書の写し」の次に「(ただし、鳥取県知事が交付した准看護婦免許証の取得者は、当該免許証の写しを省略することができる。)」を加える。

様式第十九号中「連帯保証人 住所 氏名」を「連帯保証人 郵便番号 住所 氏名 電話番号」に改める。

に改める。

様式第二十号中「修学生 住所 氏名」を「修学生 郵便番号 住所 氏名 電話番号」に改める。

「2 新保証人 住所 氏名 生年月日」を「2 新保証人 郵便番号 住所 氏名 生年月日 電話番号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第六条)」を「(第六条・第六条の二)」に改める。

第六条に見出しとして「(授業科目等)」を付し、同条中「授業時数」を「単位数」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(単位計算方法)

第六条の二 単位の計算方法は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、校内実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて一単位とする。

三 臨地実習については、四十五時間をもつて一単位とする。

第七条の見出し及び同条第一項中「授業科目」を「単位」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学前の既修得単位の認定)

第七条の二 大学(短期大学を含む。以下同じ。)を卒業し、新たに学校に入学した生徒が、当該大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、これを学校において修得したものととして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものととして認定することができる単位は、基礎分野の範囲のみとする。

第八条中「授業科目」を「単位」に改める。

第九条中「全授業科目」を「全単位」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条関係)  
授業科目及び単位数

専	野分礎基門専			野分礎基			科 目 名	単 位 数
	小 計	保健医療制度 社会福祉 公衆衛生学 免疫学 病態学Ⅱ 病態学Ⅰ 微生物学 薬理学 栄養学 生化学 解剖生理学	基礎看護学 看護学概論 看護技術理論Ⅰ 看護技術理論Ⅱ 看護技術演習Ⅰ 看護技術演習Ⅱ 在宅看護論 在宅看護概論 在宅看護技術 成人看護学	小 計	保健体育 英語会話 英語Ⅰ 文学 哲学 心理学 家族論	物理科学 情報科学		
一七二二四一	(五二〇)	二二一一四	二二一一四	(三六〇)	二二三二	二二三二		

備考	野		分		門	
	小	計	小	計	小	計
			成人保健	二	成人臨床看護	二
			老年看護学	二	老年看護概論	二
			老年保健	一	老年臨床看護	一
			小児看護学	二	小児看護概論	二
			小児保健	一	小児臨床看護	一
			母性看護学	二	母性看護概論	二
			母性保健	一	母性臨床看護	一
			精神看護学	二	精神看護概論	二
			精神保健	一	精神臨床看護	一
			臨地実習	三	基礎看護実習	三
			在宅看護実習	二	成人看護実習	二
			老年看護実習	四	小児看護実習	四
			母性看護実習	三	母性看護実習	三
			精神看護実習	二	精神看護実習	二
合計	(二九八五)	(二二二五)	(九九〇)	(三三七)	(九九〇)	(三三七)

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)  
 第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第六条)」を「(第六条・第六条の二)」に改める。

第六条に見出しとして「(授業科目等)」を付し、同条中「授業時数」を「単位数又は授業時数」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(単位計算方法)

第六条の二 第一看護学科及び保健助産学科の単位の計算方法は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、校内実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて一単位とする。

三 臨地実習については、四十五時間をもつて一単位とする。

第七条の見出し中「授業科目」を「単位等」に改め、同条第一項中「授業科目」を「単位(第二看護学科にあつては、授業科目。第八条において同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学前の既修得単位の認定)

第七条の二 大学(短期大学を含む。以下同じ。)を卒業し、新たに学校の第一看護学科に入学した生徒が、当該大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、これを学校において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により修得したものと認定することができる単位は、基礎分野の範囲のみとする。

第八条中「授業科目」を「単位」に改める。

第九条中「全授業科目」を「全単位(第二看護学科にあつては、全授業科目)」に改める。

別表第一の一の表及び三の表を次のように改める。

一 第一看護学科

授業科目及び単位数

専	野分礎基門專				野分礎基				科 目 名	单 位 数															
	小 計	社会福祉	関係法規	公衆衛生学	保健医療論	疾病学Ⅳ	疾病学Ⅲ	疾病学Ⅱ			疾病学Ⅰ	微生物学	栄養学	生化学	解剖生理学	小 計	人権社会論	外国語Ⅱ	外国語Ⅰ	社会学	心理学	保健体育	統計学	生活科学	教育学
基礎看護学 看護学概論 基礎看護技術 臨床看護総論 看護研究 在宅看護論 在宅看護論Ⅰ 在宅看護論Ⅱ 在宅看護論Ⅲ 成人看護学 成人看護学Ⅰ	(五二〇)	二	二	二	二	一	一	四	二	一	一	一	三	(三七五)	一	二	二	二	二	一	一	一	一	三	一

三 保健助産学科  
授業科目及び単位数

科 目 名	单 位 数	野 分 門			
		合 計	小 計	臨地実習	基礎看護学実習 在宅看護論実習 成人看護学実習 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習
地域看護学概論 公衆衛生総論 地域看護学Ⅰ 地域看護学Ⅱ 地域看護学Ⅲ	一四	(二九七〇六)	(二〇三五)	二二二四八二三	(二〇五三八)
成人看護学Ⅱ 成人看護学Ⅲ 老年看護学 老年看護学Ⅰ 老年看護学Ⅱ 小児看護学 小児看護学Ⅰ 小児看護学Ⅱ 母性看護学 母性看護学Ⅰ 母性看護学Ⅱ 精神看護学Ⅰ 精神看護学Ⅱ	一一四四二二四四一				二二四三一四三一一四二二四四一

備考 (一)内は時間数

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則

備考	( ) 内は時間数		
合 計	(二二九九五)		
小 計	(七二〇)		
地域看護活動論	一〇		
保健活動論	五〇		
生活援助論 I	二五		
生活援助論 II	三二		
疫学・保健統計	四三		
疫学	二四		
保健統計	一一		
調査法演習	一一		
保健福祉行政論	一一		
社会保障制度論	一一		
社会福祉行政論	一一		
公衆衛生行政	一一		
臨地実習	三三		
地域看護学実習	三三		
基礎助産学	七		
助産学概論	一七		
生殖科学	二一		
生殖心理	二二		
家族社会学	一一		
乳幼児成長発達論	一一		
助産診断・技術学	六		
助産診断・技術学 I	二二		
助産診断・技術学 II	二二		
助産診断・技術学 III	二二		
地域母子保健	一一		
助産管理	一一		
臨地実習	八		
助産学実習	八		

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校において、保健婦、助産婦及び看護婦として必要な知識及び技能を修得中の者に係る授業科目及び授業時数については、この規則による改正後の鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県立自然公園条例施行規則（平成六年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「供用開始等」を「供用開始」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「延期し、又は前項の期間を伸長する」を「延期する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は期間の伸長」を削り、同項を同条第三項とする。

第十一条第二項中「若しくは第二項」を削り、「第七条の規定若しくは」を「若しくは第七条の規定又は」に改める。

様式第二号中「趣」を「練」に、「供用開始期日延期等承認申請書」を「供用開始期日延期承認申請書」に改め、「（工事に着手する期間を伸長）（工事の完了する期日や延期）」を削り、「第4条第4項」を「第4条第3項」に

申請に係る施設又は工事承認の条件にある期日・期間
延期の期日又は伸長の期間
延期又は伸長を必要とする理由
工事施行の予定期間

--	--	--	--	--	--

申請に係る施設承認の条件にある期日	
延期の期日	
延期を必要とする理由	

に、「添削」を「添蓋」に改め、同様式の注を削る。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「四十万九千円」を「五十三万九千円」に、「三十九万八千円」を「四十三万五千円」に改め、同表第九号中

〔〕 施設野菜経営改善資金 施設園芸における栽培において、温度、炭酸ガス濃度その他の件を相互に関連させ、一体として制御するた  
要な施設又は機械の購入又は設置に要する資

野菜の施設の面積百		
生育条 平方メートル	七年内	一年以内
めに必 につき百五十		
金 五万六千円		

を

め、同表第十一号中

(二) 施設野菜経営改善資金 野菜の生育条件を総合的に調節し、及び管理するのに必要な資金 イ 野菜の施設栽培における生育条件の複合的な制御に必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金 平方メートルにつき二百三十万円 七年以内 一年以内 ロ 野菜の養液栽培の衛生管理に必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金 平方メートルにつき八十一万三千円 七年以内 一年以内	(四) きく等の簡易不時栽培技術導入資金 きく等の出荷期間の拡大を図るために必要な簡易シールド施設の設置に要する資金 施設の面積十アールにつき七十万円 五年以内	(五) 果樹・野菜等品質向上技術導入資金 果樹・野菜等の風害を防止し品質向上を図るため必要な施設の設置に要する資金 (イ) 果樹に係るもの 耕地十アールにつき七十三万七千円 五年以内 (ロ) 野菜等に係るもの 耕地十アールにつき二十八万三千円 五年以内	(六) 特定地域資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域(以下「特定地域」という。)において、当該地域に特有な立地条件に対応した技術又は新作物等を地域特産物として定着させるための技術の導入に要する資金 (イ) 簡易わさび栽培技術導入資金 特定地域において地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金 施設の面積十アールにつき四百三十二万七千円 七年以内 一年以内 (ロ) 地域特産物定着化技術導入資金 特定地域において地域特産物としての野菜及び花きを定着化するために必要なハウス施設の設置に要する資金 施設の面積十アールにつき二百六十万円 七年以内 一年以内

改める。

(四) 果樹・野菜等品質向上技術導入資金 果樹・野菜等の風害を防止し品質向上を図るため必要な施設の設置に要する資金 (イ) 果樹に係るもの 耕地十アールにつき七十三万七千円 五年以内 (ロ) 野菜等に係るもの 耕地十アールにつき二十八万三千円 五年以内	(五) 簡易わさび栽培技術導入資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金 施設の面積十アールにつき四百三十二万七千円 七年以内 一年以内

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。



第二条中「第五条」を「第五条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第五条第二項若しくは第三項の規定により命令を受けた者」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三条中「第五条第二項」を「第五条第四項」に、「第三条第五項」を「第三条第七項」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表中

鳥取県民体育館 臨海公園に設けられたもの	一 一月一日から同月三日 まで及び十二月二十九日 から同月三十一日までの 日	鳥取県民体育館 臨海公園に設けられたもの（燕趙園 を除く。）	一 一月一日から同月三日 まで及び十二月二十九日 から同月三十一日までの 日
	二 火曜日（その日が国民 を		二 火曜日（その日が休日 （国民の祝日に関する法 律（昭和二十三年法律第 百七十八号）に規定する 休日をいう。以下同じ。）

の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日又は休日であるときは、その翌日

燕趙園	に当たるときは、その直後の休日でない日
	一 一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
	二 毎月の第四火曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「一万二千七百円」を「一万三千三百円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七十一号の九中「五千三百円」を「五千五百円」に改め、同表第七十一号の十中「二千二百円」を「二千三百円」に改め、同表第七十二号の二中「五百三十円」を「五百五十円」に改め、同表第七十四号中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表第七十五号中「二万二千円」を「二万二千円」に改め、同表第八十五号中「四万円」を「四万二千円」に改め、同表第八十八号中「四万二千円」を「四万三千円」に改め、同表第八十九号中「二万二千円」を「二万二千円」に改め、同表第九十号の二中「六万四千円」を「六万三千円」に改め、同表第九十号の三中「三万二千円」を「三万三千円」に改め、同表第三百三十三号の四中「九千三百円」を「九千六百円」に改め、同表第三百三十三号の五中「六千五百円」を「六千七百円」に改め、同表第三百三十三号の六及び第三百三十三号の七中「三千円」を「三千二百円」に改め、同表第三百三十四号中「八千五百円」を「八千六百円」に改め、同表第三百三十五号中「一万七千円」を「一万八千円」に、「三万四千円」を「三万五千円」に改め、同表第三百三十六号中「三千五百円」を「三千六百円」に、「六千九百円」を「七千百円」に改め、同表第三百六十三号の二中「二千四百円」を「二千五百円」に改め、同表第三百六十七号及び第三百六十八号中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表第三百七十六号及び第三百七十七号中「五百円」を「五百二十円」に

改め、同表第三百七十八号中「二百七十円」を「二百八十円」に改め、同表第三百七十八号の三中「四千五百円」を「四千六百円」に、「六千八百円」を「六千九百円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「七千七百円」を「七千九百円」に改め、同表第三百七十八号の四中「二千三百円」を「二千四百円」に改め、同表第三百七十八号の五中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同表第三百七十八号の六中「三千三百円」を「三千四百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に、「三千九百円」を「四千円」に改め、同表第三百七十八号の七中「四百十円」を「四百四十円」に改め、同表第三百七十八号の八中「五千四百円」を「五千六百円」に、「四千七百円」を「四千九百円」に改め、同表第三百七十八号の九中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第三百七十八号の十中「千円」を「千三百円」に改め、同表第三百七十九号中「三万七千円」を「三万八千円」に、「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同表第三百七十九号の二中「三万二千円」を「三万三千円」に、「二万二千円」を「二万三千円」に改め、同表第三百八十号から第三百八十三号までの規定中「三千七百円」を「三千九百円」に改め、同表第三百八十四号中「一万二千円」を「一万二千円」に改め、同表第三百八十五号中「九百円」を「九百三十円」に改め、同表第三百八十六号中「三万二千円」を「三万三千円」に、「二万二千円」を「二万三千円」に改め、同表第三百八十七号の三中「二万四千三百円」を「二万四千七百円」に、「二千三百五十円」を「二千五百円」に、「八千五百円」を「八千五百円」に改め、同表第三百八十八号中「三万二千円」を「三万四千円」に改め、同表第三百九十四号中「三万円」を「三万三千円」に改め、同表第三百九十五号中「八千四百円」を「八千六百円」に、「二万二千円」を「二万二千円」に、「四万二千円」を「四万三千円」に、「八万四千円」を「八万六千円」に、「二十二万円」を「二十二万円」に、「二十九万円」を「三十万円」に、「二万九千円」を「三万円」に、「六万三千円」を「六万五千円」に、「開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合 十九万円」を「開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合 二十万円」に、「二十六万円」を「二十七万円」に、「三十三万円」を「三十四万円」に、「四十六万円」を「四十八万円」に、「二十五万円」を「二十六万円」に、「三十八万円」を「三十九万円」に、「五十万円」を「五十一万円」に、「六十四万円」を「六十六万円」に、「八十五万円」を「八十七万

円」に改め、同表第九十六号中「八十五万円」を「八十七万円」に改め、同表第九十七号中「四万五千円」を「四万六千円」に改め、同表第九十八号中「二万五千円」を「二万六千円」に改め、同表第九十九号中「六千七百円」を「六千九百円」に、「三万八千円」を「三万九千円」に、「六万七千円」を「六万九千円」に、「九万四千円」を「九万七千円」に改め、同表第九十九号の二中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同表第二百号中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同表第二百一号中「四百五十円」を「四百七十円」に改め、同表第二百二号中「二十五万円」を「二十六万円」に、「三十八万円」を「三十九万円」に、「五十万円」を「五十一万円」に、「六十四万円」を「六十六万円」に、「八十五万円」を「八十七万円」に改め、同表第二百三号及び第二百三号の二中「六千二百円」を「六千二百円」に、「八千四百円」を「八千六百円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「三万四千円」を「三万五千円」に、「四万二千円」を「四万三千円」に、「五万六千円」を「五万八千円」に改め、同表第二百六号中「二千六百円」を「三千円」に、「一万三千八百円」を「一万五千四百円」に改め、同表第二百八号中「四万六千円」を「四万七千円」に改め、同表第二百九号中「四万二千円」を「四万三千円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成五年三月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「一六、〇〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四〇、七五〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八一、五〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、二五〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二三、五五〇円」に改める。

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正)

第二条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「四百三十二円」を「四百四十円」に、「九十一円」を「九十三円」に、「百十八円」を「百二十円」に、「三百五十一円」を「三百五十七円」に、「百六十二円」を「百六十五円」に改める。

(鳥取県漁港法施行細則の一部改正)

第三条 鳥取県漁港法施行細則(昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「一〇三元」を「一〇五元」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第六号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(国有土地使用料等徴収規則の一部改正)

第四条 国有土地使用料等徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「一〇三元」を「一〇五元」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第七号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第五条 鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部

を次のように改正する。

様式第二号中「殿」を「様」に、「消費税額 (円)」を「消費税及び地方消費税の額 (円)」に改め、同様式の備考2中「消費税額」を「消費税及び地方消費税の額」に、「消費税の」を「消費税及び地方消費税の」に改め、「消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条の規定により算出して得た額 (課税代金に103分の3を乗じて得た額) を」を削る。

(鳥取県海岸法施行細則の一部改正)

第六条 鳥取県海岸法施行細則 (昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号) の一部を次のように改正する。

別表の二中「一〇三円」を「一〇五円」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第七号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(河川法施行細則の一部改正)

第七条 河川法施行細則 (昭和四十年八月鳥取県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

別表第二の一中「1. 03」を「1. 05」に、「五、七六八円」を「五、八八〇円」に改め、同表の三中「一〇三円」を「一〇五円」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第八号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(港湾法施行細則の一部改正)

第八条 港湾法施行細則 (昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号) の一部を次のように改正する。

別表の(二)中「一〇三円」を「一〇五円」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第七号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(鳥取県砂防指定地等管理規則の一部改正)

第九条 鳥取県砂防指定地等管理規則 (平成元年四月鳥取県規則第二十九号) の一部を次のように改正する。

別表第二の一中「一〇三円」を「一〇五円」に、「一四四円」を「一四七円」に改め、同表の備考第七号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第十条 鳥取県収入証紙規則 (昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号) の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第一号中「百分の三・〇九」を「百分の三・一五」に改め、同項第二号中「百分の一・〇三」を「百分の一・〇五」に改め、同項第三号の表中「百分の一」を「百分の一・〇一九」に、「百分の〇・六」を「百分の〇・六一」に、「百分の〇・三」を「百分の〇・三〇六」に改める。

別表第一第一号(4)中「第二条」を「第四条」に改め、同号(4)中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、同号(31)及び(32)を次のように改める。

(31)及び(32) 削除

別表第一第二号(1)中「第百十三条の二第二項各号に掲げる」を「第百十三条の二第二項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則を廃止する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則 (昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第二号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成九年四月一日から施行する。